

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月7日
【計算期間】	第8特定期間（自 平成20年11月11日 至 平成21年5月8日）
【ファンド名】	世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年4回 年6回	日本 北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券 一般	(隔月)	欧州			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	年12回 (毎月)	アジア				
社債	日々	オセアニア				
その他債券 クレジット 属性 ( )	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ( )	
不動産投信 その他資産 ( )						
資産複合(債券、 その他資産(投資 信託証券(株式 )))						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

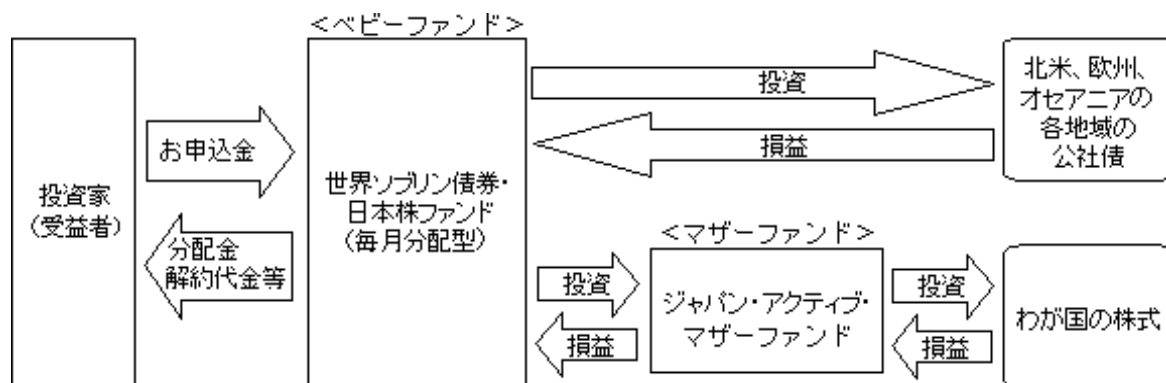
## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

当ファンドの日本株運用はファミリーファンド方式により行い、ジャパン・アクティブ・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



## <ファンドの特色>

### 1 毎月の安定分配

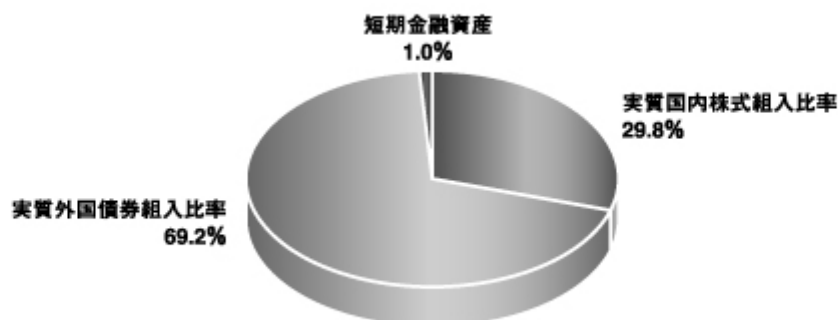
- ・原則として毎月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、毎月の安定分配をめざします。
- ・日本を除く先進国のソブリン債券<sup>1</sup>からの利息収入に加え、ソブリン債券と日本株の値上がり益（為替差益を含む。）を主な分配原資とします。
- ・分配原資（経費控除後）から、毎月安定的に分配金をお支払いすることをめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

### 2 2つの資産に分散投資

- ・先進国のソブリン債券と日本株に投資することで、分散投資を図り、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。  
\* 先進国のソブリン債券運用の詳細は「先進国ソブリン債券運用について」を、日本株運用の詳細は「日本株運用について」をご参照ください。
- ・先進国のソブリン債券と日本株への投資比率は、安定的な分配原資を確保するための利息収入に配慮しつつ、各資産に対する中期的な市況見通し等に基づいて決定します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により、投資元金を割り込むことがあります。

## 運用資産構成

(2009年5月末現在)



- ・比率は純資産総額に対する割合です。
- ・上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

### 1 ソブリン債券とは...

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関等が発行する債券の総称です。また、世界銀行などの国際機関が発行する債券もソブリン債券と呼ばれます。

なお、当ファンドにおいて、国際機関が発行するソブリン債券は、当該債券の通貨建てにより地域を分類します。

## 先進国ソブリン債券運用について

- ・主に北米（米国・カナダ）、欧州、オセアニア（オーストラリア・ニュージーランド）の3地域のソブリン債券に分散投資します。各地域への投資比率は概ね3分の1程度とします。
- ・投資する国債以外の債券は、原則としてA - 格相当以上<sup>2</sup>の信用格付け<sup>3</sup>を有するものとします。

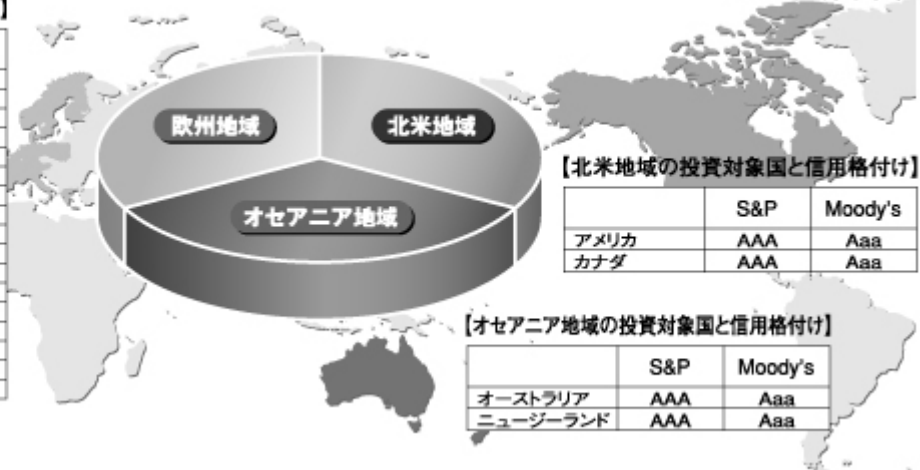
2 格付けはスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）とムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）のうち、最も低い格付けがA - 格相当以上とします。

### 〈地域別資産配分イメージと投資対象国〉

【欧州地域の投資対象国と信用格付け】

	S&P	Moody's
アイルランド	AA+	Aaa
イギリス	AAA	Aaa
イタリア	A+	Aa2
オーストリア	AAA	Aaa
オランダ	AAA	Aaa
ギリシャ	A-	A1
スイス	AAA	Aaa
スウェーデン	AAA	Aaa
スペイン	AA+	Aaa
デンマーク	AAA	Aaa
ドイツ	AAA	Aaa
ノルウェー	AAA	Aaa
フィンランド	AAA	Aaa
フランス	AAA	Aaa
ベルギー	AA+	Aa1
ポーランド	A	A2
ポルトガル	A+	Aa2

2009年5月末現在



- ・上記格付けは2009年5月末現在の国債の自国通貨建長期信用格付けです。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。
- ・上記評価は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。  
（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

### 3 信用格付けとは...

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。信用リスクについての詳細な分析から判断した評価を簡単な記号で表現しているため、わかりやすく、同時に世界中の公社債との比較を可能にしています。

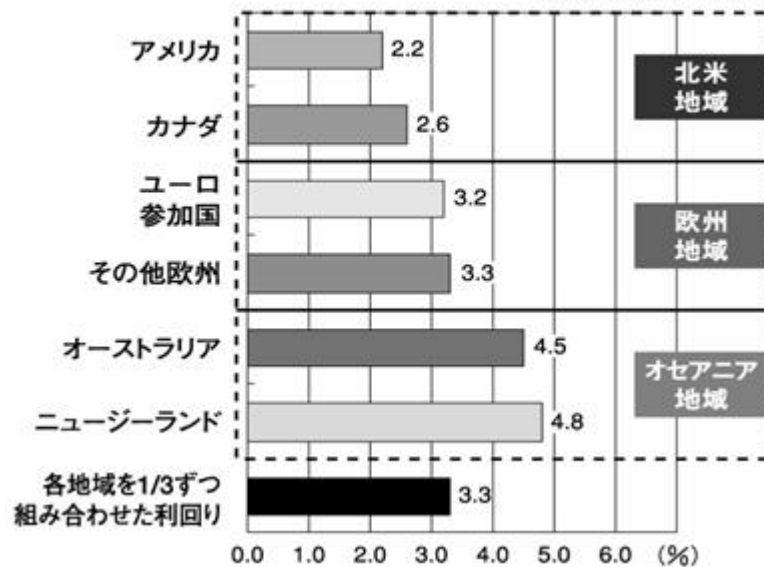
### 【信用格付けとファンドの投資対象】

	S&P	Moody's	
↑ 高い 信用力 ↓ 低い	AAA	Aaa	当ファンドの投資対象
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	投資適格格付け
	BB	Ba	投機的格付け
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D	—	

S & PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略しています。

### 〈主要先進国の国債の利回り水準〉

(2009年5月末現在)



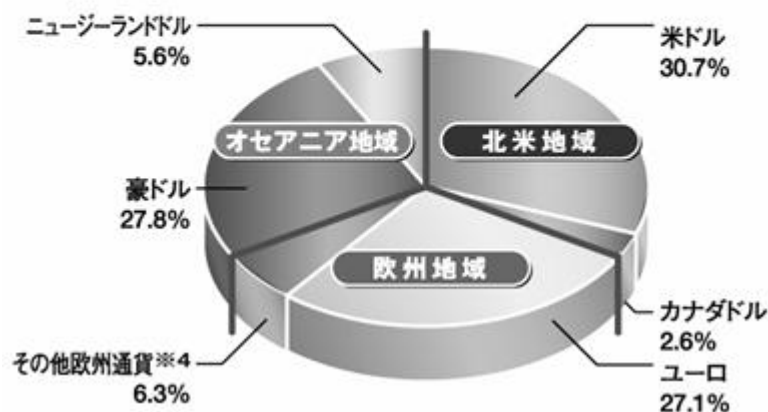
・上記グラフは主要先進国の国債の利回り水準を示したものであり、当ファンドの運用実績を示すものではありません。

(出所) 「国債の利回り水準」は、シティグループ世界国債インデックスの各国・各地域のデータより三菱UFJ投信作成。上記のうち「その他欧州」はデンマーク、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェーの時価総額加重平均です。

「各地域を3分の1ずつ組み合わせた利回り」は、北米、欧州、オセアニアの各地域の時価総額加重平均を3分の1ずつ組み合わせた利回りです。

・上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

### 〈3地域均等配分の通貨構成のイメージ〉





4 「その他欧州通貨」は、デンマーク、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェーの合計です。

- ・上記グラフは2009年5月末現在のシティグループ世界国債インデックス（除く日本）の通貨構成を基に3地域均等配分の通貨構成を計算したイメージ図であり、実際のポートフォリオはこれと異なる場合があります。

（出所）シティグループ世界国債インデックス指数データより三菱UFJ投信作成

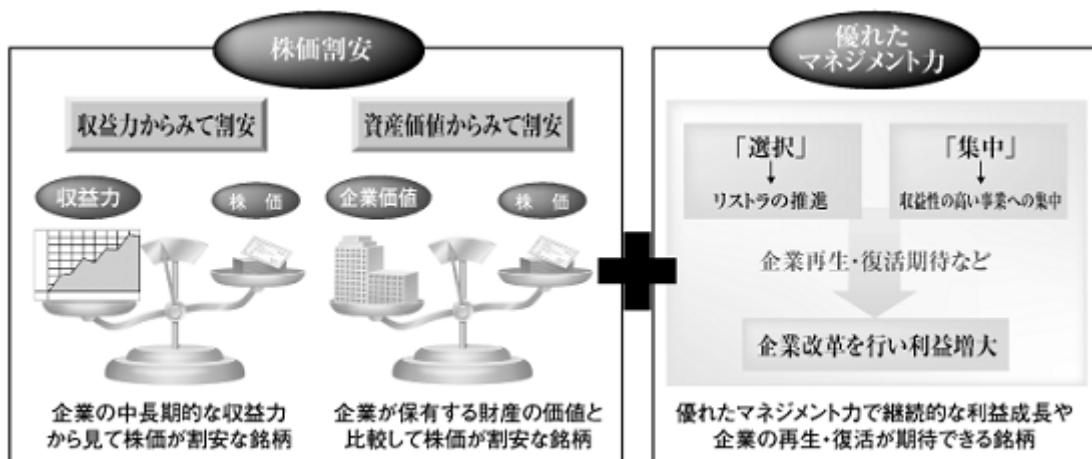
- ・上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

## 日本株運用について

わが国の株式（金融商品取引所上場株式等）を主要投資対象とします。当ファンドの日本株運用は「ファミリーファンド方式」により行い、「ジャパン・アクティブ・マザーファンド受益証券」への投資を通じて、わが国の株式への実質的投資を行います。このほか、当ファンドで直接投資を行う場合があります。

株価が割安と判断され、かつ利益の成長と改善が期待できる企業の株式を厳選して投資します。

資産・利益などと比較して株価が割安と判断され、かつ、優れたマネジメント力で継続的な利益成長や企業再生・復活が期待できる銘柄を中心に厳選し投資します。



当ファンドにおける銘柄選定の着眼点

グループ企業も含めた総合的な収益力

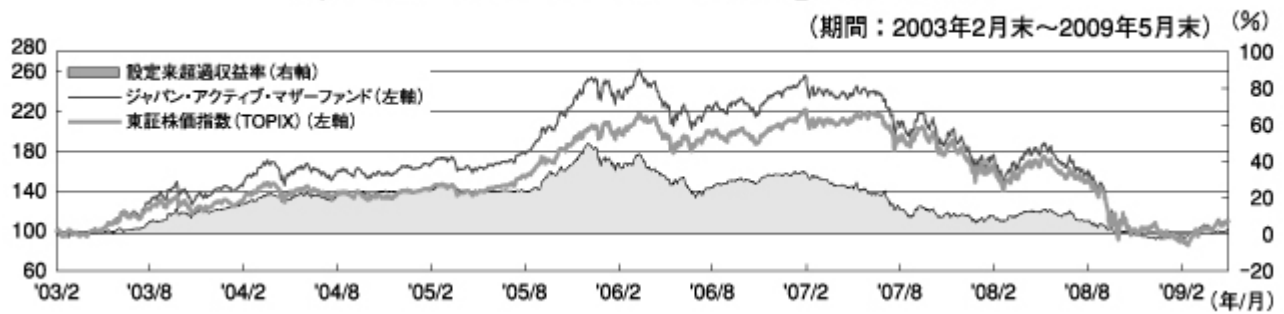
時価で評価した保有資産の価値

キャッシュ・リッチ企業（国際優良企業など）

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に当ファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

東証株価指数（TOPIX）<sup>5</sup>をベンチマーク<sup>6</sup>とし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

## 「ジャパン・アクティブ・マザーファンド」の運用実績



- ・ 設定日（2003年2月28日）を100として指数化。
- ・ 設定来超過収益率は、[設定来のファンドの騰落率] - [設定来のTOPIXの騰落率]で計算されます。
- ・ 上記のグラフは当ファンドの主要投資対象であるジャパン・アクティブ・マザーファンドのものであり、当ファンドのものではありません。ジャパン・アクティブ・マザーファンドにおいては、信託報酬等の負担がないことにご留意ください。
- ・ 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

### 5 東証株価指数（TOPIX）とは...

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

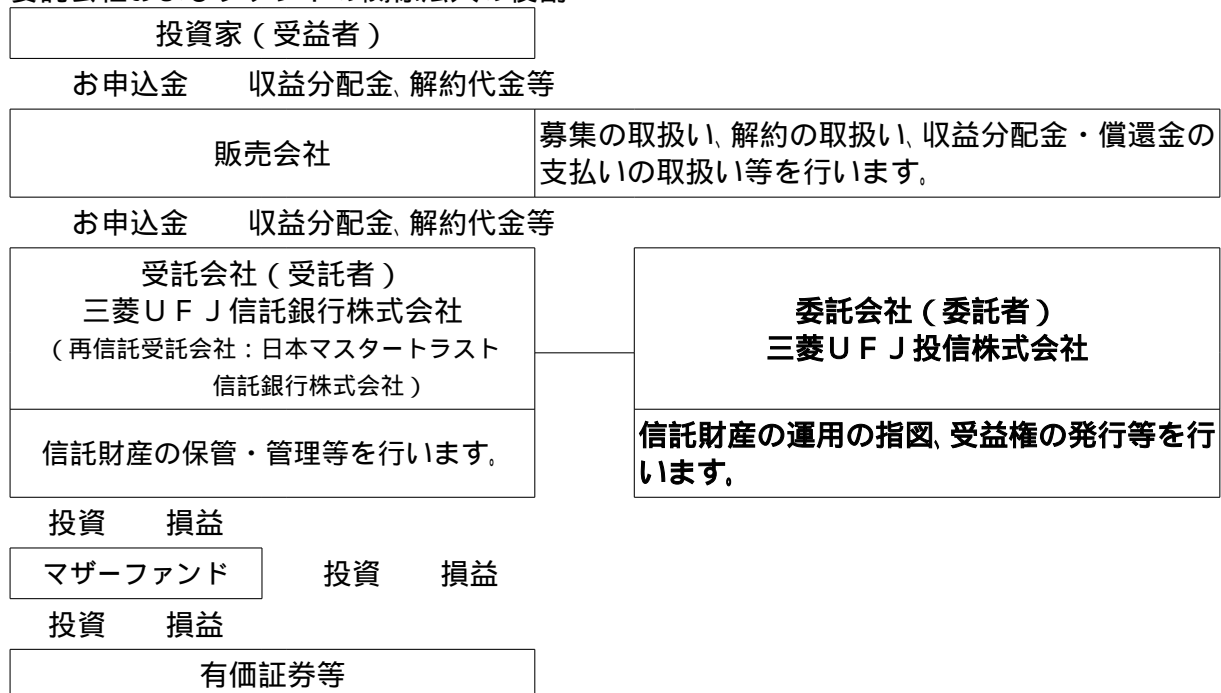
### 6 ベンチマークとは...

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況

#### ・資本金

2,000百万円(平成21年6月末現在)

#### ・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況(平成21年6月末現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

北米、欧州、オセアニアの各地域の公社債およびジャパン・アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。

北米(米国・カナダ)、欧州、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)の3地域の国債、州政府債、政府保証債、政府機関債、国際機関債およびジャパン・アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

公社債とジャパン・アクティブ・マザーファンド受益証券への投資比率は、金利動向や中期的な市況見通し等に基づき決定します。

公社債運用における各地域への投資比率は概ね3分の1程度とします。

投資する国債以外の公社債は、原則としてA-格相当以上の格付を有するものとします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、)
    - a. 有価証券先物取引等
    - b. スワップ取引
    - c. 金利先渡取引および為替先渡取引
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

## 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするジャパン・アクティブ・マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象  
信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

#### < ジャパン・アクティブ・マザーファンドの概要 >

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

##### (運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の株式の中から、「資産・利益等と比較して株価が割安と判断され、かつ、優れたマネジメント力で継続的な利益成長や企業再生・復活が期待できる銘柄」を厳選し投資します。

東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

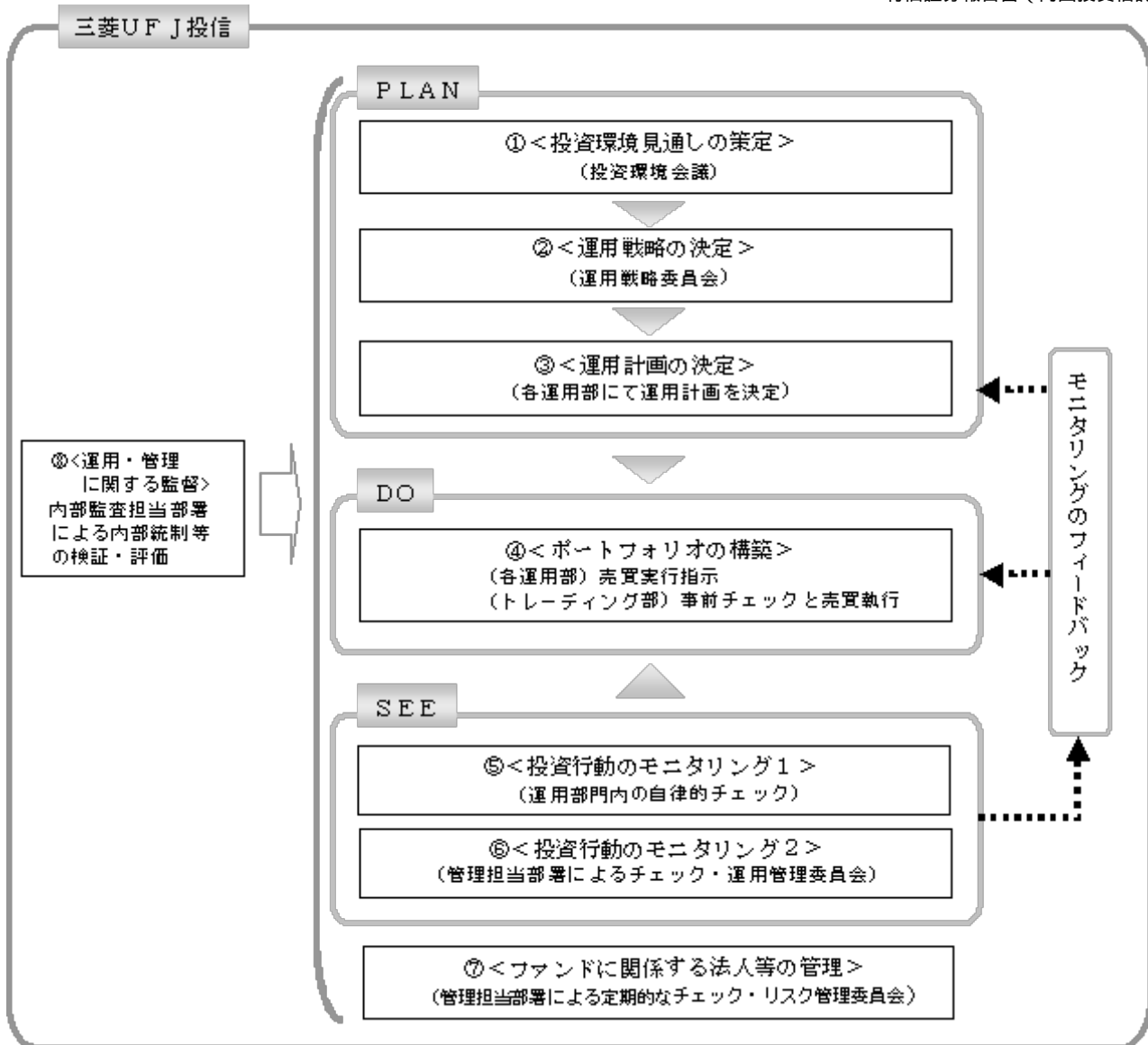
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

#### (3) 【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管

理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年8月8日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

##### <信託約款に定められた投資制限>

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権( に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### 資金の借入れ



- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

##### 市場リスク

###### (価格変動リスク)

当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象としており、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

###### (為替変動リスク)

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### 留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 市場リスク

##### （価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.625%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### （2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### （3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.26%（税抜 年1.2%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

取扱純資産総額（注）	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.5775% （税抜 年0.55%）	年0.63% （税抜 年0.6%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）
100億円以上300億円 未満の部分	年0.525% （税抜 年0.5%）	年0.6825% （税抜 年0.65%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）
300億円以上の部分	年0.4725% （税抜 年0.45%）	年0.735% （税抜 年0.7%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）

（注）各販売会社毎に、取扱純資産総額に応じて配分されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・ 有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・ 先物取引・オプション取引に要する費用
- ・ 有価証券の保管に要する費用

(\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得

する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成21年5月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	7,620,542,895	19.03
	イタリア	2,242,695,391	5.60
	ドイツ	1,878,620,103	4.69
	フランス	1,562,617,289	3.90
	イギリス	1,308,590,255	3.27
	オーストラリア	1,099,092,070	2.74
	ニュージーランド	992,499,600	2.48
	カナダ	768,331,664	1.92
	ベルギー	490,691,530	1.23
	ギリシャ	414,923,975	1.04
	スペイン	398,507,447	0.99
	オランダ	321,382,620	0.80
	デンマーク	121,227,421	0.30
	ポーランド	116,388,605	0.29
	スウェーデン	81,422,300	0.20
ノルウェー	69,541,685	0.17	
特殊債券	オーストラリア	6,579,733,558	16.43
	アメリカ	691,696,196	1.73
	ニュージーランド	499,892,053	1.25
親投資信託受益証券	日本	12,199,843,339	30.46
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		596,543,447	1.48
純資産総額		40,054,783,443	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成21年5月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	数量	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	親投資信託 受益証券		10,936,659,202	1.1067 1.1155	12,103,600,739 12,199,843,339		30.46
オーストラリア	6 QUEENSLAND 110614	特殊債券		8,000,000.00	7,888.03 7,872.0643	631,042,953 629,765,149	6.000000 2011/06/14	1.57
イタリア	5.75 ITALY GOVT 330201	国債証券		4,300,000.00	14,573.16 14,144.9825	626,646,288 608,234,247	5.750000 2033/02/01	1.52
オーストラリア	6 INTER-AMERICAN210226	特殊債券		8,000,000.00	7,491.23 7,260.9420	599,298,418 580,875,361	6.000000 2021/02/26	1.45
アメリカ	4.5 T-NOTE 111130	国債証券		5,500,000.00	10,428.81 10,419.8400	573,584,908 573,091,200	4.500000 2011/11/30	1.43
オーストラリア	6.25 AUST GOVT 150415	国債証券		7,100,000.00	8,233.41 8,061.8098	584,572,387 572,388,502	6.250000 2015/04/15	1.43
イタリア	5.25 ITALY GOVT 170801	国債証券		3,800,000.00	14,901.71 14,535.4675	566,265,189 552,347,765	5.250000 2017/08/01	1.38
オーストラリア	6 NEWSWALES 120501	特殊債券		7,000,000.00	7,916.10 7,865.8953	554,127,358 550,612,672	6.000000 2012/05/01	1.37
イタリア	4.75 ITALY GOVT 130201	国債証券		3,700,000.00	14,441.21 14,295.7905	534,324,862 528,944,248	4.750000 2013/02/01	1.32
オーストラリア	6.25 EUROFIMA 181228	特殊債券		7,100,000.00	7,624.42 7,430.5490	541,333,990 527,568,979	6.250000 2018/12/28	1.32
オーストラリア	5.25 AUST GOVT 190315	国債証券		7,000,000.00	7,802.67 7,524.3366	546,187,487 526,703,567	5.250000 2019/03/15	1.31
ドイツ	5 BUND 120704	国債証券		3,500,000.00	14,692.06 14,646.0151	514,222,290 512,610,530	5.000000 2012/07/04	1.28
アメリカ	4.875 T-NOTE 120215	国債証券		4,600,000.00	10,608.21 10,561.5450	487,977,750 485,831,070	4.875000 2012/02/15	1.21
アメリカ	4.25 T-NOTE 130815	国債証券		4,600,000.00	10,584.15 10,481.6475	486,871,245 482,155,785	4.250000 2013/08/15	1.20
オーストラリア	7 WEST AUST TREAS 150415	特殊債券		5,500,000.00	8,187.02 8,055.7015	450,286,488 443,063,585	7.000000 2015/04/15	1.11

オーストラリア	5.5 NEWSWALES 170301	特殊債券		6,000,000.00	7,542.24 7,342.0273	452,534,661 440,521,643	5.500000 2017/03/01	1.10
アメリカ	4.875 T-NOTE 160815	国債証券		4,000,000.00	10,967.06 10,676.1150	438,682,500 427,044,600	4.875000 2016/08/15	1.07
アメリカ	4.75 T-NOTE 120131	国債証券		4,000,000.00	10,547.97 10,520.8425	421,919,100 420,833,700	4.750000 2012/01/31	1.05
アメリカ	4.875 T-NOTE 110731	国債証券		4,000,000.00	10,445.46 10,446.9750	417,818,700 417,879,000	4.875000 2011/07/31	1.04
アメリカ	5.125 T-NOTE 160515	国債証券		3,700,000.00	11,120.82 10,822.3425	411,470,617 400,426,672	5.125000 2016/05/15	1.00
オーストラリア	6.5 QUEENSLAND 120416	特殊債券		5,000,000.00	8,000.33 7,975.5267	400,016,747 398,776,337	6.500000 2012/04/16	1.00
アメリカ	6.25 T-BOND 230815	国債証券		3,400,000.00	11,897.19 11,524.0837	404,504,460 391,818,848	6.250000 2023/08/15	0.98
アメリカ	4.75 T-NOTE 110331	国債証券		3,500,000.00	10,333.91 10,327.8825	361,686,937 361,475,887	4.750000 2011/03/31	0.90
オーストラリア	7 NEWSWALES 101201	特殊債券		4,500,000.00	7,990.92 7,973.4704	359,591,526 358,806,168	7.000000 2010/12/01	0.90
ドイツ	4.75 BUND 340704	国債証券		2,500,000.00	14,286.23 13,905.0362	357,155,758 347,625,905	4.750000 2034/07/04	0.87
フランス	4.25 O.A.T 171025	国債証券		2,500,000.00	14,097.85 13,881.0685	352,446,375 347,026,712	4.250000 2017/10/25	0.87
ベルギー	8 BEL GOVT 150328	国債証券		2,000,000.00	16,774.69 16,595.6125	335,493,940 331,912,250	8.000000 2015/03/28	0.83
オーストラリア	7.5 KFW 110826	特殊債券		4,000,000.00	8,073.63 8,053.9032	322,945,280 322,156,128	7.500000 2011/08/26	0.80
イギリス	6 GILT 281207	国債証券		1,700,000.00	18,626.39 18,553.3312	316,648,647 315,406,631	6.000000 2028/12/07	0.79
アメリカ	4.375 T-NOTE 120815	国債証券		3,000,000.00	10,505.76 10,469.5875	315,173,025 314,087,625	4.375000 2012/08/15	0.78

(注1) 親投資信託受益証券の数量は口数、公社債の数量は券面総額です。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年5月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	30.46
国債証券	48.65
特殊債券	19.40
合計	98.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成17年 9月 8日)	2,798,374,883 (分配付) 2,791,619,603 (分配落)	10,356 (分配付) 10,331 (分配落)
第2計算期間末日 (平成17年10月11日)	3,644,658,611 (分配付) 3,636,188,682 (分配落)	10,758 (分配付) 10,733 (分配落)
第3計算期間末日 (平成17年11月 8日)	4,261,646,510 (分配付) 4,251,903,732 (分配落)	10,935 (分配付) 10,910 (分配落)
第4計算期間末日 (平成17年12月 8日)	5,617,969,321 (分配付) 5,581,139,632 (分配落)	11,440 (分配付) 11,365 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年 1月10日)	8,272,900,253 (分配付) 8,218,093,649 (分配落)	11,321 (分配付) 11,246 (分配落)
第6計算期間末日 (平成18年 2月 8日)	10,690,396,803 (分配付) 10,619,448,910 (分配落)	11,301 (分配付) 11,226 (分配落)
第7計算期間末日 (平成18年 3月 8日)	12,899,913,714 (分配付) 12,811,502,752 (分配落)	10,943 (分配付) 10,868 (分配落)

第8計算期間末日 (平成18年 4月10日)	15,577,024,343 (分配付) 15,472,844,300 (分配落)	11,214 (分配付) 11,139 (分配落)
第9計算期間末日 (平成18年 5月 8日)	16,756,016,911 (分配付) 16,639,981,700 (分配落)	10,830 (分配付) 10,755 (分配落)
第10計算期間末日 (平成18年 6月 8日)	17,325,458,290 (分配付) 17,215,810,397 (分配落)	10,271 (分配付) 10,206 (分配落)
第11計算期間末日 (平成18年 7月10日)	18,766,581,895 (分配付) 18,649,051,094 (分配落)	10,379 (分配付) 10,314 (分配落)
第12計算期間末日 (平成18年 8月 8日)	20,278,379,955 (分配付) 20,151,631,435 (分配落)	10,399 (分配付) 10,334 (分配落)
第13計算期間末日 (平成18年 9月 8日)	22,658,733,818 (分配付) 22,520,273,015 (分配落)	10,637 (分配付) 10,572 (分配落)
第14計算期間末日 (平成18年10月10日)	25,106,821,292 (分配付) 24,955,432,395 (分配落)	10,780 (分配付) 10,715 (分配落)
第15計算期間末日 (平成18年11月 8日)	27,185,281,279 (分配付) 27,020,145,270 (分配落)	10,701 (分配付) 10,636 (分配落)
第16計算期間末日 (平成18年12月 8日)	29,339,378,029 (分配付) 29,121,030,147 (分配落)	10,750 (分配付) 10,670 (分配落)
第17計算期間末日 (平成19年 1月 9日)	32,755,813,999 (分配付) 32,515,693,172 (分配落)	10,913 (分配付) 10,833 (分配落)
第18計算期間末日 (平成19年 2月 8日)	36,300,555,605 (分配付) 36,036,824,270 (分配落)	11,011 (分配付) 10,931 (分配落)
第19計算期間末日 (平成19年 3月 8日)	38,763,402,775 (分配付) 38,472,453,709 (分配落)	10,658 (分配付) 10,578 (分配落)
第20計算期間末日 (平成19年 4月 9日)	46,242,476,483 (分配付) 45,904,232,242 (分配落)	10,937 (分配付) 10,857 (分配落)
第21計算期間末日 (平成19年 5月 8日)	51,328,246,768 (分配付) 50,953,663,596 (分配落)	10,962 (分配付) 10,882 (分配落)
第22計算期間末日 (平成19年 6月 8日)	57,025,046,867 (分配付) 56,605,811,977 (分配落)	10,882 (分配付) 10,802 (分配落)
第23計算期間末日 (平成19年 7月 9日)	61,742,538,364 (分配付) 61,294,779,702 (分配落)	11,031 (分配付) 10,951 (分配落)
第24計算期間末日 (平成19年 8月 8日)	62,528,564,621 (分配付) 62,053,197,200 (分配落)	10,523 (分配付) 10,443 (分配落)
第25計算期間末日 (平成19年 9月10日)	60,928,950,082 (分配付) 60,772,054,190 (分配落)	9,708 (分配付) 9,683 (分配落)
第26計算期間末日 (平成19年10月 9日)	66,506,643,686 (分配付) 65,999,638,795 (分配落)	10,494 (分配付) 10,414 (分配落)
第27計算期間末日 (平成19年11月 8日)	64,318,685,454 (分配付) 63,807,117,287 (分配落)	10,058 (分配付) 9,978 (分配落)
第28計算期間末日 (平成19年12月10日)	63,727,654,097 (分配付) 63,566,653,848 (分配落)	9,896 (分配付) 9,871 (分配落)
第29計算期間末日 (平成20年 1月 8日)	61,191,377,845 (分配付) 61,030,314,814 (分配落)	9,498 (分配付) 9,473 (分配落)
第30計算期間末日 (平成20年 2月 8日)	58,179,849,541 (分配付) 58,021,298,085 (分配落)	9,174 (分配付) 9,149 (分配落)
第31計算期間末日 (平成20年 3月10日)	56,487,152,460 (分配付) 56,329,125,740 (分配落)	8,936 (分配付) 8,911 (分配落)
第32計算期間末日 (平成20年 4月 8日)	57,308,098,029 (分配付) 57,150,890,856 (分配落)	9,113 (分配付) 9,088 (分配落)
第33計算期間末日 (平成20年 5月 8日)	58,452,776,865 (分配付) 58,296,662,103 (分配落)	9,361 (分配付) 9,336 (分配落)
第34計算期間末日 (平成20年 6月 9日)	58,486,771,132 (分配付) 58,332,019,463 (分配落)	9,448 (分配付) 9,423 (分配落)
第35計算期間末日 (平成20年 7月 8日)	57,079,308,746 (分配付) 56,925,724,663 (分配落)	9,291 (分配付) 9,266 (分配落)
第36計算期間末日 (平成20年 8月 8日)	56,076,945,509 (分配付) 55,925,357,869 (分配落)	9,248 (分配付) 9,223 (分配落)
第37計算期間末日 (平成20年 9月 8日)	52,633,951,553 (分配付) 52,485,066,162 (分配落)	8,838 (分配付) 8,813 (分配落)



第38計算期間末日 (平成20年10月8日)	43,511,629,202 (分配付) 43,365,739,073 (分配落)	7,456 (分配付) 7,431 (分配落)
第39計算期間末日 (平成20年11月10日)	41,239,107,225 (分配付) 41,095,049,318 (分配落)	7,157 (分配付) 7,132 (分配落)
第40計算期間末日 (平成20年12月8日)	37,801,741,398 (分配付) 37,658,081,739 (分配落)	6,578 (分配付) 6,553 (分配落)
第41計算期間末日 (平成21年1月8日)	39,266,146,692 (分配付) 39,123,277,911 (分配落)	6,871 (分配付) 6,846 (分配落)
第42計算期間末日 (平成21年2月9日)	36,668,109,990 (分配付) 36,526,125,722 (分配落)	6,456 (分配付) 6,431 (分配落)
第43計算期間末日 (平成21年3月9日)	36,646,974,549 (分配付) 36,505,712,329 (分配落)	6,486 (分配付) 6,461 (分配落)
第44計算期間末日 (平成21年4月8日)	39,758,836,002 (分配付) 39,618,794,158 (分配落)	7,098 (分配付) 7,073 (分配落)
第45計算期間末日 (平成21年5月8日)	40,670,042,598 (分配付) 40,530,832,733 (分配落)	7,304 (分配付) 7,279 (分配落)
平成20年5月末日	58,668,985,079	9,458
6月末日	57,493,234,698	9,337
7月末日	56,942,591,234	9,360
8月末日	54,466,981,847	9,078
9月末日	48,094,687,266	8,212
10月末日	39,776,148,215	6,901
11月末日	38,952,090,846	6,770
12月末日	39,120,271,399	6,837
平成21年1月末日	35,888,417,772	6,301
2月末日	37,132,175,311	6,556
3月末日	38,341,331,804	6,835
4月末日	39,151,580,664	7,028
5月末日	40,054,783,443	7,251

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	25円
第2計算期間	25円
第3計算期間	25円
第4計算期間	75円
第5計算期間	75円
第6計算期間	75円
第7計算期間	75円
第8計算期間	75円
第9計算期間	75円
第10計算期間	65円
第11計算期間	65円
第12計算期間	65円
第13計算期間	65円
第14計算期間	65円
第15計算期間	65円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	25円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円

第28計算期間	25円
第29計算期間	25円
第30計算期間	25円
第31計算期間	25円
第32計算期間	25円
第33計算期間	25円
第34計算期間	25円
第35計算期間	25円
第36計算期間	25円
第37計算期間	25円
第38計算期間	25円
第39計算期間	25円
第40計算期間	25円
第41計算期間	25円
第42計算期間	25円
第43計算期間	25円
第44計算期間	25円
第45計算期間	25円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	3.56
第2計算期間	4.13
第3計算期間	1.88
第4計算期間	4.85
第5計算期間	0.38
第6計算期間	0.48
第7計算期間	2.52
第8計算期間	3.18
第9計算期間	2.77
第10計算期間	4.50
第11計算期間	1.69
第12計算期間	0.82
第13計算期間	2.93
第14計算期間	1.96
第15計算期間	0.13
第16計算期間	1.07
第17計算期間	2.27
第18計算期間	1.64
第19計算期間	2.49
第20計算期間	3.39
第21計算期間	0.96
第22計算期間	0.00
第23計算期間	2.11
第24計算期間	3.90
第25計算期間	7.03
第26計算期間	8.37
第27計算期間	3.41
第28計算期間	0.82
第29計算期間	3.77
第30計算期間	3.15
第31計算期間	2.32
第32計算期間	2.26
第33計算期間	3.00
第34計算期間	1.19
第35計算期間	1.40
第36計算期間	0.19
第37計算期間	4.17
第38計算期間	15.39

第39計算期間	3.68
第40計算期間	7.76
第41計算期間	4.85
第42計算期間	5.69
第43計算期間	0.85
第44計算期間	9.85
第45計算期間	3.26

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

<参考>

「ジャパン・アクティブ・マザーファンド」

（１）投資状況

平成21年5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	23,135,611,000	97.81
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		517,551,333	2.19
純資産総額		23,653,162,333	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年5月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	263,600	3,742.52 3,810.00	986,528,272 1,004,316,000		4.25
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1,335,300	568.23 598.00	758,757,519 798,509,400		3.38
日本	東京都競馬	株式	サービス業	5,425,000	147.00 145.00	797,475,000 786,625,000		3.33
日本	KDDI	株式	情報・通信業	1,567	500,655.18 498,000.00	784,526,667 780,366,000		3.30
日本	任天堂	株式	その他製品	28,500	28,515.23 25,800.00	812,684,242 735,300,000		3.11
日本	ファーストリテイリング	株式	小売業	53,500	10,428.56 11,290.00	557,927,960 604,015,000		2.55
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	208,200	2,705.96 2,750.00	563,380,872 572,550,000		2.42
日本	伊藤忠商事	株式	卸売業	796,000	566.52 689.00	450,949,920 548,444,000		2.32
日本	シャープ	株式	電気機器	473,000	1,014.29 1,081.00	479,761,599 511,313,000		2.16
日本	新日本製鐵	株式	鉄鋼	1,260,000	308.68 364.00	388,936,800 458,640,000		1.94
日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	77,100	5,918.88 5,680.00	456,345,648 437,928,000		1.85
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	1,895,100	205.45 228.00	389,353,902 432,082,800		1.83
日本	野村ホールディングス	株式	証券・商品 先物取引業	565,300	456.96 716.00	258,319,488 404,754,800		1.71
日本	田辺三菱製薬	株式	医薬品	379,000	1,144.92 1,055.00	433,925,621 399,845,000		1.69
日本	リコー	株式	電気機器	296,000	1,125.04 1,312.00	333,011,840 388,352,000		1.64
日本	富士フイルムホールディングス	株式	化学	135,400	2,416.84 2,755.00	327,240,136 373,027,000		1.58
日本	キヤノン	株式	電気機器	116,000	2,969.23 3,150.00	344,430,680 365,400,000		1.54
日本	コスモ石油	株式	石油・ 石炭製品	1,046,000	293.84 346.00	307,356,640 361,916,000		1.53
日本	三井住友海上グループ ホールディングス	株式	保険業	128,000	2,458.32 2,790.00	314,664,960 357,120,000		1.51
日本	商船三井	株式	海運業	524,000	509.11 676.00	266,773,640 354,224,000		1.50

日本	日本通運	株式	陸運業	876,000	374.30 403.00	327,886,800 353,028,000	1.49
日本	三菱瓦斯化学	株式	化学	640,000	509.63 542.00	326,163,200 346,880,000	1.47
日本	住友商事	株式	卸売業	340,600	827.66 951.00	281,900,996 323,910,600	1.37
日本	ふくおかフィナンシャルグループ	株式	銀行業	745,000	357.42 417.00	266,282,252 310,665,000	1.31
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	83,100	3,347.10 3,670.00	278,144,010 304,977,000	1.29
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	107,700	2,668.55 2,795.00	287,402,835 301,021,500	1.27
日本	フジ・メディア・ホールディングス	株式	情報・通信業	2,332	119,258.18 124,300.00	278,110,085 289,867,600	1.23
日本	三井物産	株式	卸売業	222,700	919.66 1,216.00	204,808,282 270,803,200	1.14
日本	阪和興業	株式	卸売業	649,000	323.60 397.00	210,020,514 257,653,000	1.09
日本	ニチコン	株式	電気機器	242,100	754.08 1,045.00	182,564,208 252,994,500	1.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年5月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
株式	
鉱業	0.48
建設業	1.21
食料品	2.19
化学	5.52
医薬品	3.73
石油・石炭製品	2.48
ゴム製品	0.84
ガラス・土石製品	1.05
鉄鋼	3.15
非鉄金属	0.83
機械	3.82
電気機器	11.36
輸送用機器	8.68
精密機器	2.04
その他製品	3.11
電気・ガス業	1.93
陸運業	4.21
海運業	1.50
倉庫・運輸関連業	0.19
情報・通信業	6.42
卸売業	6.84
小売業	4.97
銀行業	9.88
証券・商品先物取引業	3.30
保険業	3.38
不動産業	1.39
サービス業	3.33
合計	97.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成17年6月27日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他ニューヨーク、ロンドン、シドニーにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります。この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他ニューヨーク、ロンドン、シドニーにおける債券市場の取引停止日
解約単位	1口の整数倍で販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.1%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufig.jp/">http://www.am.mufig.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## 第3【管理及び運営】

## 1【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p>

## (2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

## (3) 【信託期間】

信託期間	<p>平成17年6月27日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	--

## (4) 【計算期間】

計算期間	<p>原則として、毎月9日から翌月8日まで</p> <p>上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。</p>
------	--

## (5) 【その他】

ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
------------	--

信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。



<p>収益分配金 に対する請 求権</p>	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
<p>償還金に 対する請 求権</p>	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
<p>換金（解約） 請求権</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

#### 第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年5月9日から平成20年11月10日まで)および当特定期間(平成20年11月11日から平成21年5月8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

世界ソブリン債券・日本株ファンド(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [平成20年11月10日現在]	当期 [平成21年5月8日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	254,241,273	230,779,146
国債証券	20,563,323,505	18,989,374,702
特殊債券	8,063,771,596	8,224,893,012
親投資信託受益証券	11,717,546,034	12,674,790,082
未収入金	186,145,943	170,665,447
未収利息	475,069,824	452,128,819
前払費用	15,807,860	33,793,277
その他未収収益	13,735,082	21,773,489
流動資産合計	41,289,641,117	40,798,197,974
資産合計	41,289,641,117	40,798,197,974
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	242,000
未払金	-	78,243,832
未払収益分配金	144,057,907	139,209,865
未払解約金	4,123,682	8,633,033
未払受託者報酬	1,927,416	1,704,168
未払委託者報酬	44,330,544	39,195,843
その他未払費用	152,250	136,500
流動負債合計	194,591,799	267,365,241
負債合計	194,591,799	267,365,241
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 57,623,162,904	<sup>1</sup> 55,683,946,037
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	<sup>2</sup> 16,528,113,586	<sup>2</sup> 15,153,113,304
(分配準備積立金)	83,274,692	78,753,505
元本等合計	41,095,049,318	40,530,832,733
純資産合計	41,095,049,318	40,530,832,733
負債純資産合計	41,289,641,117	40,798,197,974

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年5月9日 至平成20年11月10日	当期 自平成20年11月11日 至平成21年5月8日
営業収益		
受取利息	999,539,495	671,885,245
有価証券売買等損益	5,424,273,552	306,577,058
為替差損益	7,340,774,728	825,332,087
その他収益	11,850,650	8,038,407
営業収益合計	11,753,658,135	1,811,832,797
営業費用		
受託者報酬	14,116,329	9,779,860
委託者報酬	324,675,590	224,936,759
その他費用	6,825,442	5,113,098
営業費用合計	345,617,361	239,829,717
営業利益	12,099,275,496	1,572,003,080
経常利益	12,099,275,496	1,572,003,080
当期純利益	12,099,275,496	1,572,003,080
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	83,864,232	12,960,956
期首剰余金又は期首欠損金( )	4,149,242,716	16,528,113,586
剰余金増加額又は欠損金減少額	570,701,979	726,555,013
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	570,701,979	726,555,013
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,404,766	87,492,130
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,404,766	87,492,130
分配金	1 898,756,819	1 849,026,637
期末剰余金又は期末欠損金( )	16,528,113,586	15,153,113,304

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自平成20年5月9日 至平成20年11月10日)	当期 (自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同 左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引 同 左</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月8日および11月8日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年5月9日から平成20年11月10日までとなっております。</p>	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 同 左</p> <p>(2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月8日および11月8日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年11月11日から平成21年5月8日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成20年11月10日現在]	当期 [平成21年5月8日現在]
1 期首元本額	62,445,904,819円	57,623,162,904円
期中追加設定元本額	284,709,226円	265,978,909円
期中一部解約元本額	5,107,451,141円	2,205,195,776円
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	16,528,113,586円	15,153,113,304円
3 特定期間末日における受益権の総数	57,623,162,904口	55,683,946,037口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7132円 (7,132円)	0.7279円 (7,279円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期（自平成20年5月9日 至 平成20年11月10日）

## 1 分配金の計算過程

		( 自 平成20年5月9日 至 平成20年6月9日 )
費用控除後の配当等収益額	A	177,786,412円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	5,089,243,036円
分配準備積立金額	D	156,677,168円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,423,706,616円
当ファンドの期末残存口数	F	61,900,667,657口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	876円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	154,751,669円

		( 自 平成20年6月10日 至 平成20年7月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	129,939,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	5,051,075,856円
分配準備積立金額	D	178,295,103円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,359,310,892円
当ファンドの期末残存口数	F	61,433,633,334口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	872円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	153,584,083円

		( 自 平成20年7月9日 至 平成20年8月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	122,966,612円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,985,553,513円
分配準備積立金額	D	152,841,423円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,261,361,548円
当ファンドの期末残存口数	F	60,635,056,193口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	867円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	151,587,640円

		( 自 平成20年8月9日 至 平成20年9月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	113,143,075円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,896,796,828円
分配準備積立金額	D	122,427,675円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,132,367,578円
当ファンドの期末残存口数	F	59,554,156,767口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	861円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	148,885,391円

		( 自 平成20年9月9日 至 平成20年10月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	196,393,739円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,798,389,306円
分配準備積立金額	D	85,449,655円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,080,232,700円
当ファンドの期末残存口数	F	58,356,051,855口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	870円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	145,890,129円

		( 自 平成20年10月9日 至 平成20年11月10日 )
費用控除後の配当等収益額	A	92,844,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,738,311,703円
分配準備積立金額	D	134,488,237円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,965,644,302円
当ファンドの期末残存口数	F	57,623,162,904口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	861円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	144,057,907円

当期（自 平成20年11月11日 至 平成21年5月8日）

1 分配金の計算過程

		( 自 平成20年11月11日 至 平成20年12月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	65,915,790円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,725,286,134円
分配準備積立金額	D	83,058,104円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,874,260,028円
当ファンドの期末残存口数	F	57,463,863,676口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	848円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	143,659,659円

		( 自 平成20年12月9日 至 平成21年1月8日 )
費用控除後の配当等収益額	A	132,035,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,699,299,429円
分配準備積立金額	D	5,290,812円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,836,625,890円
当ファンドの期末残存口数	F	57,147,512,760口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	846円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	142,868,781円

		( 自 平成21年1月9日 至 平成21年2月9日 )
費用控除後の配当等収益額	A	75,263,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,664,540,542円
分配準備積立金額	D	175,454円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,739,979,875円
当ファンドの期末残存口数	F	56,793,707,459口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	834円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	141,984,268円

		( 自 平成21年2月10日 至 平成21年3月9日 )
費用控除後の配当等収益額	A	97,404,167円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	4,573,033,395円
分配準備積立金額	D	1,609,389円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,672,046,951円
当ファンドの期末残存口数	F	56,504,888,226口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	826円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	141,262,220円

		（自平成21年3月10日 至 平成21年4月8日）	
費用控除後の配当等収益額	A		249,786,640円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		
収益調整金額	C		4,488,844,897円
分配準備積立金額	D		2,945,724円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D		4,741,577,261円
当ファンドの期末残存口数	F		56,016,737,918口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000		846円
1万口当たり分配金額	H		25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000		140,041,844円

		（自平成21年4月9日 至 平成21年5月8日）	
費用控除後の配当等収益額	A		105,949,100円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		
収益調整金額	C		4,462,269,735円
分配準備積立金額	D		112,014,270円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D		4,680,233,105円
当ファンドの期末残存口数	F		55,683,946,037口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000		840円
1万口当たり分配金額	H		25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000		139,209,865円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 [平成20年11月10日現在]		当期 [平成21年5月8日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	20,563,323,505	139,022,442	18,989,374,702	165,189,245
特殊債券	8,063,771,596	12,878,315	8,224,893,012	86,157,084
親投資信託受益証券	11,717,546,034	167,626,600	12,674,790,082	1,141,842,026
合計	40,344,641,135	15,725,843	39,889,057,796	890,495,697

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

## 1 取引の状況に関する事項

区 分	前期 (自平成20年5月9日 至平成20年11月10日)	当期 (自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

## 2 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [平成20年11月10日現在]

該当事項はありません。

区 分	種 類	当期 [平成21年5月8日現在]		
		契 約 額 等 (円)	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	14,740,000	14,982,000	242,000
	合 計	14,740,000	14,982,000	242,000



## (注) 時価の算定方法

1 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(ロ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘柄	数量	評価額	備考
円				
親投資信託 受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	11,452,778,605	12,674,790,082	
	親投資信託受益証券 小計	11,452,778,605	(12,674,790,082)	
円 小計		11,452,778,605	12,674,790,082 (12,674,790,082)	
アメリカドル				
国債証券	3.625 T-NOTE 121231	3,000,000.00	3,208,359.39	
	4 T-NOTE 140215	1,300,000.00	1,410,296.87	
	4 T-NOTE 180815	1,000,000.00	1,061,406.25	
	4.125 T-NOTE 150515	1,500,000.00	1,639,921.87	
	4.25 T-NOTE 110115	1,800,000.00	1,903,218.75	
	4.25 T-NOTE 130815	4,600,000.00	5,046,343.75	
	4.25 T-NOTE 140815	1,600,000.00	1,762,250.00	
	4.375 T-NOTE 120815	3,000,000.00	3,266,718.75	
	4.5 T-NOTE 100515	1,500,000.00	1,559,824.21	
	4.5 T-NOTE 111130	3,500,000.00	3,784,101.58	
	4.5 T-NOTE 151115	1,700,000.00	1,899,750.00	
	4.75 T-NOTE 110331	3,500,000.00	3,748,828.12	
	4.75 T-NOTE 120131	4,000,000.00	4,373,125.00	
	4.75 T-NOTE 120531	2,300,000.00	2,524,968.75	
	4.75 T-NOTE 140515	2,500,000.00	2,808,593.75	
	4.75 T-NOTE 170815	1,800,000.00	2,021,343.75	
	4.875 T-NOTE 110731	4,000,000.00	4,330,625.00	
	4.875 T-NOTE 120215	2,200,000.00	2,414,156.25	
	4.875 T-NOTE 120630	600,000.00	661,359.37	
	4.875 T-NOTE 160815	4,000,000.00	4,546,875.00	
	5 T-BOND 370515	500,000.00	558,750.00	
	5.125 T-NOTE 160515	3,700,000.00	4,264,828.12	
	5.375 T-BOND 310215	500,000.00	574,921.87	
	6 T-BOND 260215	1,500,000.00	1,832,343.75	
	6.125 T-BOND 271115	1,500,000.00	1,861,171.87	
	6.25 T-BOND 230815	3,400,000.00	4,192,625.00	
	6.25 T-BOND 300515	500,000.00	636,914.06	
	6.5 T-BOND 261115	1,300,000.00	1,670,906.25	
	6.875 T-BOND 250815	2,000,000.00	2,660,000.00	
	7.125 T-BOND 230215	1,700,000.00	2,248,781.25	
	8 T-BOND 211115	1,000,000.00	1,401,250.00	
	国債証券 小計	67,000,000.00	75,874,558.58 (7,537,378,649)	
特殊債券	3.875 NORDIC INVE 100615	1,200,000.00	1,234,800.00	
	4 CAISSE D'AMORT 110715	1,000,000.00	1,046,100.00	
	4.75 KFW 120515	2,000,000.00	2,098,842.00	
	5.125 EUROPEAN IN 160913	1,600,000.00	1,701,600.00	
	5.375 FHLB 110819	1,000,000.00	1,086,680.50	
	特殊債券 小計	6,800,000.00	7,168,022.50 (712,071,355)	

アメリカドル 小計		73,800,000.00	83,042,581.08 (8,249,450,004)		
カナダドル					
国債証券	3.75 CAN GOVT 110901	500,000.00	528,835.00		
	4 CAN GOVT 100901	600,000.00	627,036.00		
	4 CAN GOVT 160601	100,000.00	109,100.00		
	4 CAN GOVT 170601	400,000.00	433,624.00		
	4.25 CAN GOVT 180601	500,000.00	549,080.00		
	4.5 CAN GOVT 150601	500,000.00	560,285.00		
	5 CAN GOVT 140601	200,000.00	227,730.00		
	5.25 CAN GOVT 120601	700,000.00	777,644.00		
	5.25 CAN GOVT 130601	500,000.00	565,865.00		
	5.75 CAN GOVT 290601	1,200,000.00	1,490,868.00		
	5.75 CAN GOVT 330601	800,000.00	1,015,208.00		
	6 CAN GOVT 110601	600,000.00	660,006.00		
国債証券 小計		6,600,000.00	7,545,281.00 (639,538,017)		
カナダドル 小計		6,600,000.00	7,545,281.00 (639,538,017)		
オーストラリアドル					
国債証券	5.25 AUST GOVT 190315	3,800,000.00	3,904,218.80		
	6.25 AUST GOVT 140615	6,000,000.00	6,493,938.00		
	国債証券 小計		9,800,000.00	10,398,156.80 (779,237,870)	
特殊債券	4.75 VICTORIA 141015	3,000,000.00	2,923,800.00		
	5.5 NEWSWALES 140801	3,500,000.00	3,548,265.00		
	5.5 NEWSWALES 170301	2,500,000.00	2,477,097.50		
	5.5 QUEENSLAND 100514	1,700,000.00	1,737,226.60		
	5.625 COUNCIL OF 151214	2,000,000.00	1,978,900.00		
	6 ASIAN DEV BANK 120524	3,100,000.00	3,186,800.00		
	6 EUROPEAN INVEST 130814	3,000,000.00	3,073,800.00		
	6 INTER-AMERICAN 210226	8,000,000.00	7,897,976.00		
	6 NEWSWALES 120501	6,500,000.00	6,764,550.00		
	6 QUEENSLAND 110614	2,200,000.00	2,283,399.80		
	6 QUEENSLAND 110614	8,000,000.00	8,275,200.00		
	6 QUEENSLAND 130814	4,500,000.00	4,670,608.50		
	6 QUEENSLAND 151014	500,000.00	512,911.00		
	6 QUEENSLAND 170914	1,000,000.00	1,018,714.00		
	6 QUEENSLAND 210614	7,500,000.00	7,493,655.00		
	6.125 EUROPEAN IN 170123	1,000,000.00	1,010,000.00		
	6.25 EUROFIMA 181228	7,100,000.00	7,134,080.00		
	6.25 KFW 120130	2,100,000.00	2,179,695.00		
	6.25 VICTORIA 121015	3,900,000.00	4,081,786.80		
	6.5 EUROFIMA 110822	1,600,000.00	1,666,640.00		
	6.5 QUEENSLAND 120416	2,000,000.00	2,107,392.00		
	7 NEWSWALES 101201	4,500,000.00	4,721,994.00		
	7 WEST AUST TREAS 150415	5,500,000.00	5,934,192.00		
7.5 INTL FINANCE 130228	2,000,000.00	2,157,060.00			
7.5 KFW 110826	4,000,000.00	4,256,000.00			
特殊債券 小計		90,700,000.00	93,091,743.20 (6,976,295,235)		
オーストラリアドル 小計		100,500,000.00	103,489,900.00 (7,755,533,105)		
イギリスポンド					
国債証券	4.5 GILT 130307	500,000.00	536,500.00		
	4.75 GILT 150907	700,000.00	774,774.00		
	4.75 GILT 381207	1,200,000.00	1,263,000.00		
	6 GILT 281207	1,700,000.00	2,058,700.00		
	6.25 GILT 101125	600,000.00	648,846.00		
	8 GILT 210607	1,100,000.00	1,539,692.00		
	8.75 GILT 170825	1,000,000.00	1,385,000.00		
	9 GILT 110712	300,000.00	348,000.00		
	国債証券 小計		7,100,000.00	8,554,512.00 (1,275,050,013)	
	イギリスポンド 小計		7,100,000.00	8,554,512.00 (1,275,050,013)	
ニュージーランドドル					
国債証券	6 NZ GOVT 111115	4,400,000.00	4,642,044.00		
	6 NZ GOVT 150415	2,000,000.00	2,087,006.00		
	6 NZ GOVT 171215	6,000,000.00	6,137,058.00		
	6.5 NZ GOVT 130415	4,500,000.00	4,813,924.50		
国債証券 小計		16,900,000.00	17,680,032.50 (1,040,469,912)		

特殊債券	6 INTER-AMERICAN 171215	3,000,000.00	2,946,792.00	
	6.5 EUROPEAN INVE 140910	1,900,000.00	1,983,220.00	
	7 EUROPEAN INVEST 120118	2,000,000.00	2,118,400.00	
	7.25 INTER-AMERIC 120524	500,000.00	536,525.00	
	7.5 INTER-AMERICA 150415	800,000.00	879,191.20	
	7.75 INTL FINANCE 120823	600,000.00	652,718.40	
	特殊債券 小計	8,800,000.00	9,116,846.60 (536,526,422)	
ニュージーランドドル 小計		25,700,000.00	26,796,879.10 (1,576,996,334)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	3.5 SWD GOVT 390330	600,000.00	525,516.00	
	3.75 SWD GOVT 170812	1,300,000.00	1,333,982.00	
	4.5 SWD GOVT 150812	600,000.00	648,582.00	
	5 SWD GOVT 201201	1,000,000.00	1,112,280.00	
	5.25 SWD GOVT 110315	300,000.00	321,243.00	
	5.5 SWD GOVT 121008	1,300,000.00	1,437,969.00	
	6.75 SWD GOVT 140505	1,000,000.00	1,182,840.00	
		国債証券 小計	6,100,000.00	6,562,412.00 (82,752,015)
スウェーデンクローネ 小計		6,100,000.00	6,562,412.00 (82,752,015)	
ノルウェークローネ				
国債証券	5 NORWE GOVT 150515	1,700,000.00	1,837,700.00	
	6 NORWE GOVT 110516	300,000.00	323,850.00	
	6.5 NORWE GOVT 130515	2,200,000.00	2,488,200.00	
		国債証券 小計	4,200,000.00	4,649,750.00 (71,373,662)
ノルウェークローネ 小計		4,200,000.00	4,649,750.00 (71,373,662)	
デンマーククローネ				
国債証券	4 DMK GOVT 151115	1,500,000.00	1,554,600.00	
	4 DMK GOVT 171115	2,100,000.00	2,159,640.00	
	4.5 DMK GOVT 391115	2,200,000.00	2,324,520.00	
	5 DMK GOVT 131115	1,800,000.00	1,958,760.00	
	6 DMK GOVT 111115	2,500,000.00	2,733,000.00	
		国債証券 小計	10,100,000.00	10,730,520.00 (191,217,866)
デンマーククローネ 小計		10,100,000.00	10,730,520.00 (191,217,866)	
ポーランドズロチ				
国債証券	4.25 POLAND 110524	1,300,000.00	1,269,970.00	
	5 POLAND 131024	1,100,000.00	1,066,120.00	
	5.25 POLAND 171025	900,000.00	855,000.00	
	6.25 POLAND 151024	700,000.00	711,620.00	
		国債証券 小計	4,000,000.00	3,902,710.00 (118,759,465)
ポーランドズロチ 小計		4,000,000.00	3,902,710.00 (118,759,465)	
ユーロ				
国債証券	3.25 BUND 150704	1,100,000.00	1,125,135.00	
	4.25 O.A.T 171025	2,500,000.00	2,617,500.00	
	4.25 O.A.T 190425	600,000.00	623,880.00	
	4.5 HELLENIC GOVT 140520	2,000,000.00	2,044,200.00	
	4.75 BUND 340704	2,500,000.00	2,652,475.00	
	4.75 BUND 400704	400,000.00	438,748.00	
	4.75 ITALY GOVT 130201	3,700,000.00	3,968,250.00	
	4.75 SPAIN GOVT 140730	1,000,000.00	1,087,000.00	
	5 BUND 110704	500,000.00	536,555.00	
	5 BUND 120704	3,500,000.00	3,818,955.00	
	5 ITALY GOVT 120201	700,000.00	751,310.00	
	5 ITALY GOVT 340801	1,900,000.00	1,894,300.00	
	5 O.A.T 111025	2,000,000.00	2,155,000.00	
	5.25 ITALY GOVT 110801	300,000.00	320,130.00	
	5.25 ITALY GOVT 170801	3,800,000.00	4,205,460.00	
	5.375 BUND 100104	1,300,000.00	1,339,325.00	
	5.5 ITALY GOVT 101101	200,000.00	211,800.00	
	5.5 NETH GOVT 100715	1,900,000.00	1,995,760.00	
	5.5 O.A.T 100425	2,000,000.00	2,085,400.00	
	5.5 SPAIN GOVT 170730	1,300,000.00	1,462,630.00	
	5.75 ITALY GOVT 330201	4,300,000.00	4,653,890.00	
6 BUND 160620	2,000,000.00	2,354,000.00		

6 HELLENIC GOVT 100519	1,000,000.00	1,045,200.00	
6 SPAIN GOVT 290131	400,000.00	473,640.00	
6.25 BUND 240104	1,500,000.00	1,866,615.00	
7.5 NETH GOVT 230115	300,000.00	405,060.00	
8 BEL GOVT 121224	1,000,000.00	1,184,900.00	
8 BEL GOVT 150328	2,000,000.00	2,491,600.00	
8.5 O.A.T 121226	1,400,000.00	1,697,920.00	
8.5 O.A.T 191025	1,400,000.00	1,961,120.00	
8.5 O.A.T 230425	400,000.00	585,160.00	
9 ITALY GOVT 231101	400,000.00	584,000.00	
国債証券 小計	49,300,000.00	54,636,918.00 (7,253,597,233)	
ユーロ 小計	49,300,000.00	54,636,918.00 (7,253,597,233)	
合 計		39,889,057,796 (27,214,267,714)	

(注1) 親投資信託受益証券の数量は口数、公社債の数量は各通貨による券面総額です。

(注2) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 31銘柄	91.37%	18.90%
	特殊債券 5銘柄	8.63%	1.79%
カナダドル	国債証券 12銘柄	100.00%	1.60%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	10.05%	1.95%
	特殊債券 25銘柄	89.95%	17.49%
イギリスポンド	国債証券 8銘柄	100.00%	3.20%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	65.98%	2.61%
	特殊債券 6銘柄	34.02%	1.35%
スウェーデンクローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.21%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.18%
デンマーククローネ	国債証券 5銘柄	100.00%	0.48%
ポーランドズロチ	国債証券 4銘柄	100.00%	0.30%
ユーロ	国債証券 32銘柄	100.00%	18.18%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「ジャパン・アクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。  
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ジャパン・アクティブ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[平成20年11月10日現在]	[平成21年5月8日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	679,924,077	160,522,008
株式	23,716,906,800	23,403,029,600
未収入金	1,140,856,660	872,706,634
未収配当金	241,145,500	249,695,675
未収利息	6,391	499
流動資産合計	25,778,839,428	24,685,954,416
資産合計	25,778,839,428	24,685,954,416
負債の部		
流動負債		
未払金	1,018,730,023	506,863,267
未払解約金	24,813,033	24,131,570
流動負債合計	1,043,543,056	530,994,837
負債合計	1,043,543,056	530,994,837
純資産の部		
元本等		
元本	1 21,950,579,107	21,826,682,623
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,784,717,265	2,328,276,956
元本等合計	24,735,296,372	24,154,959,579
純資産合計	24,735,296,372	24,154,959,579
負債純資産合計	25,778,839,428	24,685,954,416

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年10月31日から翌年10月30日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成20年5月9日 至平成20年11月10日)	(自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	[平成20年11月10日現在]	[平成21年5月8日現在]
1 期首		
期首元本額	平成20年5月9日 22,167,076,827円	平成20年11月11日 21,950,579,107円
期首からの追加設定元本額	2,045,171,914円	1,807,869,122円
期首からの一部解約元本額	2,261,669,634円	1,931,765,606円
元本の内訳*		
日本株プライムアクティブ・ファンド(ラップ向け)	149,006,938円	47,012,102円
三菱UFJ ジャパン・アクティブ・プラス	5,283,248,432円	4,952,769,436円
三菱UFJ ジャパン・アクティブ・ファンド	3,897,597,656円	3,539,481,560円
三菱UFJ ジャパン・アクティブ・ニュートラル	230,049,059円	229,553,301円
世界ソブリン債券・日本株ファンド(毎月分配型)	10,398,035,349円	11,452,778,605円
MUAM ジャパン・アクティブ・ニュートラル(適格機関投資家限定)	1,391,002,565円	1,409,707,023円
MUAM ジャパン・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)	434,296,113円	26,372,893円
日本株アクティブ・インカム(適格機関投資家限定)	167,342,995円	169,007,703円
(合計)	21,950,579,107円	21,826,682,623円
2 計算期間末日における受益権の総数	21,950,579,107口	21,826,682,623口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1269円 (11,269円)	1.1067円 (11,067円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	[平成20年11月10日現在]		[平成21年5月8日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	23,716,906,800	260,503,613	23,403,029,600	1,665,750,166
合計	23,716,906,800	260,503,613	23,403,029,600	1,665,750,166

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

- 取引の状況に関する事項  
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
1605	国際石油開発帝石	147	700,000	102,900,000	
1802	大林組	457,000	482	220,274,000	
1812	鹿島建設	458,000	292	133,736,000	
1925	大和ハウス工業	104,000	910	94,640,000	
2503	麒麟ホールディングス	196,000	1,128	221,088,000	
2875	東洋水産	31,000	1,981	61,411,000	
2897	日清食品ホールディングス	31,800	2,690	85,542,000	
2914	日本たばこ産業	353	247,000	87,191,000	
4004	昭和電工	1,356,000	135	183,060,000	
4061	電気化学工業	561,000	238	133,518,000	
4063	信越化学工業	43,200	5,080	219,456,000	
4182	三菱瓦斯化学	437,000	495	216,315,000	
4185	J S R	250,200	1,286	321,757,200	
4217	日立化成工業	76,900	1,419	109,121,100	
4901	富士フイルムホールディングス	45,100	2,540	114,554,000	
4151	協和発酵キリン	257,000	906	232,842,000	
4503	アステラス製薬	62,300	3,320	206,836,000	
4508	田辺三菱製薬	365,000	976	356,240,000	

4568	第一三共	76,500	1,766	135,099,000	
5001	新日本石油	398,000	562	223,676,000	
5007	コスモ石油	697,000	315	219,555,000	
5108	ブリヂストン	60,800	1,560	94,848,000	
5110	住友ゴム工業	136,100	709	96,494,900	
5214	日本電気硝子	276,000	870	240,120,000	
5401	新日本製鐵	1,311,000	365	478,515,000	
5406	神戸製鋼所	1,269,000	173	219,537,000	
5423	東京製鐵	164,500	1,042	171,409,000	
5802	住友電気工業	117,000	1,014	118,638,000	
6273	S M C	11,500	10,360	119,140,000	
6302	住友重機械工業	353,000	455	160,615,000	
6326	クボタ	202,000	619	125,038,000	
6367	ダイキン工業	40,300	3,010	121,303,000	
6417	S A N K Y O	23,000	5,050	116,150,000	
7011	三菱重工業	624,000	346	215,904,000	
6503	三菱電機	244,000	562	137,128,000	
6594	日本電産	20,200	5,480	110,696,000	
6701	日本電気	410,000	357	146,370,000	
6752	パナソニック	283,400	1,507	427,083,800	
6753	シャープ	146,000	1,091	159,286,000	
6758	ソニー	39,300	2,735	107,485,500	
6762	T D K	19,600	4,790	93,884,000	
6869	シスメックス	27,400	2,940	80,556,000	
6923	スタンレー電気	33,600	1,446	48,585,600	
6954	ファナック	21,200	8,090	171,508,000	
6971	京セラ	31,100	7,920	246,312,000	
6991	パナソニック電工	161,000	835	134,435,000	
6996	ニチコン	140,100	977	136,877,700	
7751	キヤノン	118,700	3,410	404,767,000	
7752	リコー	306,000	1,359	415,854,000	
8035	東京エレクトロン	17,200	4,510	77,572,000	
6902	デンソー	80,200	2,525	202,505,000	
7202	いすゞ自動車	1,026,000	190	194,940,000	
7203	トヨタ自動車	271,900	3,980	1,082,162,000	
7267	本田技研工業	214,400	2,950	632,480,000	
7269	スズキ	62,700	1,975	123,832,500	
7282	豊田合成	23,300	2,015	46,949,500	
4543	テルモ	44,900	3,700	166,130,000	
7741	H O Y A	51,000	1,748	89,148,000	
8086	ニプロ	43,000	1,464	62,952,000	
7974	任天堂	24,200	26,030	629,926,000	
9501	東京電力	93,400	2,390	223,226,000	
9513	電源開発	40,800	2,750	112,200,000	
9005	東京急行電鉄	494,000	437	215,878,000	
9062	日本通運	1,644,000	385	632,940,000	
9104	商船三井	727,000	638	463,826,000	
9306	東陽倉庫	252,000	183	46,116,000	
3626	I Tホールディングス	49,900	1,238	61,776,200	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	940	116,800	109,792,000	
9433	K D D I	1,448	456,000	660,288,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,314	136,600	452,692,400	
9984	ソフトバンク	66,600	1,823	121,411,800	
8001	伊藤忠商事	640,000	626	400,640,000	
8002	丸紅	291,000	402	116,982,000	
8031	三井物産	231,800	1,146	265,642,800	
8053	住友商事	348,500	938	326,893,000	
8058	三菱商事	124,700	1,717	214,109,900	
8078	阪和興業	370,000	300	111,000,000	
2702	日本マクドナルドホールディングス	38,600	1,760	67,936,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	422,800	922	389,821,600	
8245	丸栄	901,000	177	159,477,000	
9983	ファーストリテイリング	54,800	10,460	573,208,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,405,300	655	920,471,500	
8309	中央三井トラスト・ホールディングス	601,000	356	213,956,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	178,400	4,080	727,872,000	
8331	千葉銀行	213,000	543	115,659,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	144,000	331	47,664,000	
8381	山陰合同銀行	135,000	789	106,515,000	
8390	鹿児島銀行	142,000	676	95,992,000	
8403	住友信託銀行	159,000	455	72,345,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	1,721,600	246	423,513,600	

8601	大和証券グループ本社	235,000	634	148,990,000	
8604	野村ホールディングス	584,900	695	406,505,500	
8606	みずほ証券	801,000	252	201,852,000	
8725	三井住友海上グループホールディングス	130,900	2,900	379,610,000	
8755	損害保険ジャパン	208,000	728	151,424,000	
8766	東京海上ホールディングス	110,200	2,895	319,029,000	
3231	野村不動産ホールディングス	83,900	1,660	139,274,000	
8815	東急不動産	324,000	385	124,740,000	
8871	ゴールドクレスト	33,180	2,325	77,143,500	
9672	東京都競馬	5,599,000	144	806,256,000	
9735	セコム	31,400	3,580	112,412,000	
	合計	33,989,482		23,403,029,600	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年5月29日現在

(単位:円)

資産総額	40,653,166,938
負債総額	598,383,495
純資産総額( - )	40,054,783,443
発行済口数	55,243,307,552 口
1口当たり純資産価額( / )	0.7251 ( 1万口当たり 7,251 )

## &lt;参考&gt;

「ジャパン・アクティブ・マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成21年5月29日現在

(単位:円)

資産総額	24,188,211,558
負債総額	535,049,225
純資産総額( - )	23,653,162,333
発行済口数	21,204,751,347 口
1口当たり純資産価額( / )	1.1155 ( 1万口当たり 11,155 )

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,702,112,081		2,702,112,081
第2計算期間	748,054,229	62,194,500	3,387,971,810
第3計算期間	606,060,072	96,920,627	3,897,111,255
第4計算期間	1,141,376,850	127,862,802	4,910,625,303
第5計算期間	2,469,422,809	72,500,827	7,307,547,285
第6計算期間	2,200,019,446	47,847,591	9,459,719,140
第7計算期間	2,392,117,803	63,708,619	11,788,128,324
第8計算期間	2,183,045,804	80,501,694	13,890,672,434
第9計算期間	1,626,456,107	45,767,056	15,471,361,485
第10計算期間	1,501,545,349	104,000,185	16,868,906,649
第11計算期間	1,308,253,605	95,498,477	18,081,661,777
第12計算期間	1,428,663,060	10,552,526	19,499,772,311
第13計算期間	1,905,626,030	103,736,332	21,301,662,009
第14計算期間	2,119,514,010	130,576,446	23,290,599,573
第15計算期間	2,237,056,133	122,115,819	25,405,539,887
第16計算期間	1,968,825,394	80,880,026	27,293,485,255
第17計算期間	2,925,474,680	203,856,493	30,015,103,442
第18計算期間	3,128,527,084	177,213,583	32,966,416,943
第19計算期間	3,631,728,162	229,511,785	36,368,633,320
第20計算期間	6,028,636,836	116,739,939	42,280,530,217
第21計算期間	4,761,212,670	218,846,319	46,822,896,568
第22計算期間	6,150,371,947	568,907,222	52,404,361,293
第23計算期間	4,077,734,742	512,263,167	55,969,832,868
第24計算期間	3,847,712,050	396,617,224	59,420,927,694
第25計算期間	3,587,686,373	250,257,074	62,758,356,993
第26計算期間	958,876,028	341,621,583	63,375,611,438
第27計算期間	961,893,913	391,484,373	63,946,020,978
第28計算期間	936,077,699	481,998,699	64,400,099,978
第29計算期間	381,958,046	356,845,597	64,425,212,427
第30計算期間	218,581,327	1,223,211,086	63,420,582,668
第31計算期間	151,639,592	361,534,235	63,210,688,025
第32計算期間	112,651,595	440,470,174	62,882,869,446
第33計算期間	72,154,629	509,119,256	62,445,904,819
第34計算期間	46,752,436	591,989,598	61,900,667,657
第35計算期間	58,838,258	525,872,581	61,433,633,334
第36計算期間	42,347,184	840,924,325	60,635,056,193
第37計算期間	45,608,553	1,126,507,979	59,554,156,767
第38計算期間	29,966,085	1,228,070,997	58,356,051,855
第39計算期間	61,196,710	794,085,661	57,623,162,904
第40計算期間	43,455,069	202,754,297	57,463,863,676
第41計算期間	39,374,908	355,725,824	57,147,512,760
第42計算期間	43,217,677	397,022,978	56,793,707,459
第43計算期間	44,698,946	333,518,179	56,504,888,226
第44計算期間	53,476,148	541,626,456	56,016,737,918
第45計算期間	41,756,161	374,548,042	55,683,946,037

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成21年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年6月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成21年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数	純資産総額
	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	330	5,352,184
追加型公社債投資信託	18	434,905
単位型株式投資信託	10	92,925
単位型公社債投資信託	6	76,820
合計	364	5,956,834

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	2	13,048,512		8,398,952	
有価証券	2	7,000,000		11,498,934	
前払費用		176,784		130,052	
未収入金		754,110		133,300	
未収委託者報酬		5,719,241		3,496,056	
未収収益	2	9,851		77,468	
繰延税金資産		470,611		289,685	
金銭の信託	2	1,000,000		1,000,000	
その他		2,358		13,229	
流動資産 計		28,181,470	58.4	25,037,680	57.8
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	378,922		368,327	
器具備品	1	165,354		168,906	
土地		1,205,031		1,205,031	
		1,749,308	3.6	1,742,265	4.0
無形固定資産					
電話加入権		15,822		15,822	
ソフトウェア		833,346		809,683	
ソフトウェア仮勘定		-		7,316	
その他		200		156	
		849,369	1.8	832,978	1.9
投資その他の資産					
長期性預金	2	-		2,000,000	
投資有価証券		15,643,182		11,906,934	
関係会社株式		481,812		431,812	
長期差入保証金	2	844,628		844,978	
長期前払費用		44,419		4,371	
繰延税金資産		437,600		473,766	
その他		20,485		20,485	
		17,472,127	36.2	15,682,348	36.2
固定資産 計		20,070,805	41.6	18,257,593	42.2
資産合計		48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

区 分	注記 番号	第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)		
		金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金		123,164		1,038,438		
未払金						
未払収益分配金		259,035		272,705		
未払償還金		2,234,769		2,047,207		
未払手数料	2	2,414,475		1,440,183		
その他未払金		122,624		110,716		
未払費用	2	1,190,361		781,556		
未払消費税等		150,778		-		
未払法人税等		3,063,071		595,981		
仮受金		9		43		
賞与引当金		473,000		478,200		
流動負債計			10,031,290	20.8	6,765,032	15.6
固定負債						
長期未払金		40,175		-		
退職給付引当金		13,752		13,304		
役員退職慰労引当金		80,428		54,658		
固定負債計			134,355	0.3	67,962	0.2
負債合計			10,165,645	21.1	6,832,995	15.8
(純資産の部)						
株主資本						
資本金			2,000,131	4.1	2,000,131	4.6
資本剰余金						
資本準備金		222,096		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5	222,096	0.5
利益剰余金						
利益準備金		342,589		342,589		
その他利益剰余金						
別途積立金		6,998,000		6,998,000		
繰越利益剰余金		28,643,217		27,520,492		
利益剰余金合計			35,983,807	74.6	34,861,082	80.5
株主資本合計			38,206,035	79.2	37,083,309	85.7
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			119,404	0.2	621,031	1.4
純資産合計			38,086,630	78.9	36,462,278	84.2
負債純資産合計			48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

## (2)【損益計算書】

区 分	注記 番号	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金 額 (千円)	百分比(%)	金 額 (千円)	百分比(%)
営業収益					
委託者報酬		53,528,583		42,137,383	
その他営業収益					
投資顧問料		17,390		7,887	
その他		9,522		8,381	
			53,555,496	100.0	42,153,652
営業費用					
支払手数料	2	23,552,779		18,452,482	
広告宣伝費		1,256,792		911,798	
公告費		4,837		4,088	
調査費					
調査費		708,443		778,991	
委託調査費		5,547,898		4,427,117	
事務委託費		248,027		229,877	
営業雑経費					
通信費		119,248		114,009	
印刷費		675,259		640,249	
協会費		43,595		42,295	
諸会費		6,863		6,356	
事務機器関連費		858,095		820,190	
			33,021,841	61.6	26,427,456
一般管理費					
給料					
役員報酬		176,700		171,783	
給料・手当		3,069,369		3,243,471	
賞与引当金繰入		473,000		478,200	
福利厚生費		383,722		427,372	
交際費		20,733		20,785	
旅費交通費		130,178		126,644	
租税公課		129,920		112,608	
不動産賃借料		666,879		658,309	
退職給付費用		116,927		151,382	
役員退職慰労引当金繰入		17,691		17,566	
固定資産減価償却費		289,851		345,975	
諸経費		348,524		368,982	
			5,823,499	10.9	6,123,082
営業利益			14,710,155	27.5	9,603,113
					22.8



区 分	注記 番号	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
		金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	2	44,838			55,030		
受取利息	2	41,460			21,926		
有価証券償還益		-			-		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		-			2,124,730		
固定資産除却損	1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			-		
移転関連費用		13,467			-		
造作変更費用		3,330			-		
その他		-	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

## (3)【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

## 重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産  (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア  それ以外の無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。  (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。  社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。  定額法を採用しております。	同 左        同 左  同 左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金  (2) 退職給付引当金  (3) 役員退職慰労引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。  役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左        同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

## 表示方法の変更

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ & A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

項目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

## (損益計算書関係)

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウエア 527千円
2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,728,133千円
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円

1株当たり配当額 38,100円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年7月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,811,830千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 14,600円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月30日

## (有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券			
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券			
	その他	10,833,157	10,193,313	639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	639,843
合計		12,616,389	12,277,145	339,243

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
7,602,413	1,279,301	429,258

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	782,596	-	-
合 計	-	782,596	-	-

## 第24期(平成21年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券 その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券 その他	8,557,951	7,573,200	984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	984,750
	合 計	10,023,119	9,096,067	927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,729,081	15,399	228,868

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	-
合 計	498,934	2,262,320	482,062	-

## (デリバティブ取引関係)

## 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## 第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第23期 （平成20年3月31日現在）	第24期 （平成21年3月31日現在）
(1) 退職給付債務	858,846	771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	131,810	316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>13,752</u>	<u>13,304</u>

## 3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第24期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	14,624	10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

（注）銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「（6）その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 （平成20年3月31日現在）	第24期 （平成21年3月31日現在）
(1) 割引率	1.5%	同左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同左

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	827,166	1,880,292
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	17,942	1,684
繰延税金負債 合計	17,942	1,684
繰延税金資産（負債）の純額	908,211	763,452

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3



## ( 関連当事者情報 )

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円		
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円		
								株式の売却	197,568 千円		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入 保証金	833,144 千円
							投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
								マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	銀行業務を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	54,997百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社泉州銀行	44,575百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	10,662百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	銀行業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,445百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年3月23日 臨時報告書

平成21年2月9日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成20年12月24日 臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の平成20年11月11日から平成21年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の平成21年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。



# 独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の平成20年5月9日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界ソブリン債券・日本株ファンド（毎月分配型）の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。